

2025年2月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 I A C E ト ラ ベ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 西 澤 重 治
(コード番号: 343A 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 灰 田 俊 也
(TEL 050-2018-8471)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年2月28日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 960,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2025年3月17日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2025年4月4日(金曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年3月27日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、株式会社SBI証券、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、岡三証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、東洋証券株式会社、あかつき証券株式会社、極東証券株式会社及び丸三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025年3月27日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2025年3月28日(金曜日)から
2025年4月2日(水曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2025年4月7日(月曜日) |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 214,700株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 千葉県佐倉市
西澤 重治 | 124,300株 |
| | 千葉県船橋市
灰田 俊也 | 57,600株 |
| | 大阪府吹田市
横田 卓也 | 18,400株 |
| | 埼玉県春日部市
浅生田 和人 | 14,400株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しとし、東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 176,200株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
東海東京証券株式会社 | 176,200株（上限） |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | | |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 176,200株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申込期日 | 2025年5月8日（木曜日） | |
| (4) 払込期日 | 2025年5月9日（金曜日） | |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年3月27日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (6) 割当方法 | 割当価格で東海東京証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 | |
| (7) 割当価格 | 未定（上記1.における引受価額と同一とする。） | |
| (8) 申込株数単位 | 100株 | |
| (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | | |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | | |
| (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。 | | |

5. 親引けの件

上記1.の公募による募集株式発行にあたり、当社は、東海東京証券株式会社に対し、引受株式数のうち、9,300株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | | |
|----------|------|-------------------|--------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | | 960,000株 |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 214,700株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 176,200株 (※) |
- (2) 需要の申告期間 2025年3月19日（水曜日）から
2025年3月26日（水曜日）まで
- (3) 価格決定日 2025年3月27日（木曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 募集・売出期間 2025年3月28日（金曜日）から
2025年4月2日（水曜日）まで
- (5) 払込期日 2025年4月4日（金曜日）
- (6) 株式受渡期日 2025年4月7日（月曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である西澤重治（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式176,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、2025年4月7日から2025年5月2日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,800,000株	
公募による増加株式数	960,000株	
第三者割当増資による増加株式数	176,200株	(最大)
増加後の発行済株式総数	4,936,200株	(最大)

3. 増資資金の使途

当社グループは、旅行業界の中でもBusiness Travel Management（以下、BTM）市場において法人顧客を主なターゲットとし、国内外の出張に伴う航空券や宿泊施設の手配、出入国に関する情報提供、査証取得の代行、経費精算の支援、危機管理サービス、出張データの提供など、業務出張に必要な包括的なマネジメントサービス「BTMサービス」を提供しています。また、BTMサービスの効率的な提供のため、クラウド出張手配システム「Smart BTM」を運営しています。

今回の公募による募集株式発行における手取概算額898,696千円（＊）については、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限166,967千円（＊）と合わせた手取概算額合計上限の手取概算額上限1,065,663千円については、設備資金として①システム開発費、運転資金として②広告宣伝費及び③人件費として充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①システム開発費

当社のクラウド出張手配システム「Smart BTM」のプロダクト価値向上のため、交通手段などの予約商材拡充やUI/UXの改善、生産性向上のためのバックオフィス業務の自動化やナレッジのデータベース化による自動応答の実現、システムの安定稼働に向けたインフラ基盤の強化に開発資金及び設備資金として619,863千円（2026年3月期230,000千円、2027年3月期210,000千円、2028年3月期179,863千円）を充当する予定であります。

②広告宣伝費

当社のクラウド出張手配システム「Smart BTM」の認知度の向上及び販売機会の拡大を目的とした広告宣伝活動に係る費用として242,250千円（2026年3月期31,550千円、2027年3月期95,850千円、2028年3月期114,850千円）を充当する予定であります。

③人件費

今後のBTMサービス拡大のために必要なセールス部門の人員を18名採用（2026年3月期5名、2027年3月期8名、2028年3月期5名）する予定であり、その人件費として203,550千円（2026年3月期27,250千円、2027年3月期72,800千円、2028年3月期103,500千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等にて運用する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格1,030円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。当社の剰余金の配当は、期末の年1回において行うことを基本としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大のための運転資金や設備投資に充当していく予定です。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

配当につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化に留意しつつ、安定的かつ継続的な利益還元を基本として、配当性向を25%～30%を目安に実施することを方針としております。

一方で、2024年3月期においては、経営基盤の安定化に向けた財務体質強化及び事業の継続的な発展を目指すべく、配当を実施しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△148.34円	51.96円	80.93円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	△14.5%	10.4%	14.3%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値です。
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
4. 当社は、2025年1月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、2022年3月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり当期純利益は 1株当たり当期純損失(△)	△74.17円	51.96円	80.93円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である西澤重治、売出人である灰田俊也、横田卓也及び浅生田和人並びに当社株主である株式会社ビジネスマネジメント、岡部将朋、瀧上大輔、岡村拓樹、小原竜雄、満木貴広及びその他12名（当社又は子会社の従業員及び当社又は子会社の元従業員）は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2025年10月3日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、上記2. の引受人の買取引受による売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2025年2月28日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上